

第 50 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 出張報告

平成 30 年 12 月 12 日
個人情報保護委員会

平成 30 年 12 月 3 日 (月) 及び 4 日 (火)、ニュージーランド (ウェリントン) において開催された第 50 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (以下「本フォーラム」という。) に、熊澤委員等が参加した。本フォーラムで採択された声明文 (Communique) の概要は資料 1-2 のとおりである。また、本フォーラムの 4 つのセッションにおいて、特に当委員会が関与した箇所は、①から④までのとおりである。

①Members only Session (参加者は、正式メンバー及びオブザーバーのみ)

当委員会から、「ジュリスディクションレポート (個人情報保護政策に関する取組)」の議題において、事業者に対する指導・監督等の状況及び日 EU 間の相互認証に向けた取組について説明した。

②Closed Session (参加者は、正式メンバー、オブザーバー及びその他の関係データ保護機関)

「一般的事項」の議題において、本フォーラムの声明文が採択されるとともに、次回 (第 51 回) フォーラムについて、5 月 29 日及び 30 日に日本 (東京) で開催することが決定された。

③Broader Session (参加者は、上記②及び民間企業のゲストスピーカー)

当委員会から、「越境データフロー」の議題において、当委員会が行っている、日 EU 間の相互認証に向けた取組の状況及び CBPR システムの推進に向けた取組について説明した。

④Public Session (International Privacy Forum) (参加者の限定なし)

当委員会から、「アジア大洋州の状況」の議題において、当委員会が行っている CBPR 推進に向けた取組等について説明した。

※本フォーラムについて

アジア太平洋地域のデータ保護機関（12 各国、20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年2回（春と秋）開催。当委員会は2014年からオブザーバー参加、2016年6月末に正式メンバーとなった。